**住民と行政の協働による「まちづくり」を進めます**

**【ひがしあがつま創生会議の公募委員 募集要項】**

　東吾妻町では、平成31年に「まちづくり参加条例」を施行しました。

この条例は、住民と行政の協働によるまちづくりの根幹として制定するものであり、住民が町の行政活動に参画し、意見交換や討議、提言等行う仕組みなどを明文化したものです。

また、この条例で定める住民参加の具現の場として、「ひがしあがつま創生会議」を設置し、まちづくりに関して重要な計画の達成状況の評価を受けるなど、着実な行政運営のための体制構築を目指しています。

つきましては、広く町民の皆さんの声を採り入れる「ひがしあがつま創生会議」を組織するにあたり、次のとおり公募委員を募集します。

**○公募委員の名称等**

　・**ひがしあがつま創生会議の委員２４人以内のうち公募委員（１０人程度募集）**

東吾妻町まちづくり参加条例第６条の規定による。

ただし、次に掲げる事項は配慮することとします。

1. 幅広い年齢層に配慮
2. 若い世代や子育て世代に配慮
3. 男女の構成比率に配慮

**○応募資格**

　・原則平日の昼間に開催する会議に出席できる１８歳以上の住民

　　ただし、高校生等で学業に専念する必要がある方はご遠慮ください。

**○委員任期等**

　・町長が委嘱した日から２年間

　・会議の開催回数は、年４～５回予定

　・会議１回の出席につき7,700円(報酬)と車代等交通費(費用弁償)を支払う

**○応募期間(締切日)**

　・令和７年５月７日(水)から令和７年６月２０日(金)まで

**○応募方法**

　・応募用紙に必要事項を記入のうえ、郵便、ファックス、電子メールまたは

直接持参により提出してください。

　・応募用紙は、東吾妻町ホームページよりダウンロードすることができます。

ＵＲＬ：<https://www.town.higashiagatsuma.gunma.jp>

**○選考方法等**

　・提出された応募用紙を基に、ひがしあがつま創生会議の設置目的や配慮事項等を踏まえたうえ、町長が選考します。

　・公募委員に決定した方には、その旨を通知します。また、公募委員を含む委員全員の氏名は、後日広報等で公表いたします。

**○提出先・問い合わせ先**

**東吾妻町役場 企画課（企画調整係）**

　〒377-0892

　群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町1046番地

　ＴＥＬ：0279-68-2111（内線2232）

　ＦＡＸ：0279-68-4900（代表）

　E-mail：[ki-chousei@town.higashiagatsuma.gunma.jp](mailto:ki-chousei@town.higashiagatsuma.gunma.jp)

**『住民が誇りを持って暮らすまち』**

**－東吾妻 きみと あなたと－**

